

○内閣府令第二十一号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)</p> <p>第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行うおうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用等)</p> <p>第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)</p> <p>第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令</p>	<p>(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)</p> <p>第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行うおうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。</p> <p>2 [同上]</p> <p>(準用等)</p> <p>第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。</p> <p>2 [同上]</p> <p>(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)</p> <p>第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二</p>

第二十三條各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三條各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

- 一 教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八條第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。） 二万五百円、一万百円、三千円、零
- 二 満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 七万七千円、五万八千円、四万五千五百円、二万七千円、一万六千五百円、六千円、零

三 満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限る、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの 七万五千八百円、五万七千五百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、六千円、零

四 満三歳未満保育認定子ども（法第二十九條第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万

三條第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三條第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもを区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

- 一 教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八條第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。） 二万五百円、一万四千五百円、一万五千五百円、三千円、零
- 二 満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 七万七千円、五万八千円、四万五千五百円、二万七千円、一万六千五百円、一万五千五百円、一万三千五百円、七千七百五十円、六千円、零

三 満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限る、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの 七万五千八百円、五万七千五百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、一万五千三百円、一万三千三百円、七千六百五十円、六千円、零

四 満三歳未満保育認定子ども（法第二十九條第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円

九千五百円、九千円、零

五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。） 七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円、零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

〔一・二 略〕

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

〔一・二 略〕

5
〔略〕

一万八千五百円、一万五千元、九千二百五十円、九千円、零

五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。） 七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、一万八千三百円、一万四千八百円、九千五百円、九千円、零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

〔一・二 同上〕

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

〔一・二 同上〕

5
〔同上〕

附 則

(特定市町村の要件)

第八条 法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った支給認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。
- 二 当該年度以降に支給認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

(保育充実事業)

第九条 法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

- 一 幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定子ども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合すること

附 則

「条を加える。」

「条を加える。」

が見込まれるものに限る。)において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二 児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて同法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けていないもの(国及び地方公共団体以外の者が設置するものであつて、児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業に係るものに限る。)、同法第四十五条第一項の基準(保育所に係るものに限る。)、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件又は同法第十三条第一項の基準に適合することが見込まれるものに限る。)において、児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児・幼児に対する保育を行うことに要する費用の一部を補助する事業

(協議会)

第十条 法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該都道府県
 - 二 協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村
- 2 協議会を組織する都道府県は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 教育・保育施設の設置者又は地域型保育を行う事業者
 - 二 教育・保育に関し学識経験のある者
 - 三 前項第二号に掲げる特定市町村又は事業実施市町村以外の市町村

〔条を加える。〕

<p>四 その他当該都道府県が必要と認める者</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>4 都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出るものとする。</p> <p>一 協議会を組織した旨</p> <p>二 当該協議会の名称</p> <p>三 当該協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村の名称</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣及び厚生労働大臣に通知するものとする。</p> <p>6 協議会において協議が調った事項について、都道府県が行う小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に当該事項を定めるものとする。</p> <p>(教育・保育施設の設置者に関する経過措置)</p> <p>第十一条 令附則第十一条第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>一 令附則第十一条第一号第一号の認定子ども園法第三条第一項の認定を辞退した認定子ども園の所在する区域と同一の区域内にあること。</p> <p>二 [略]</p> <p>第十二条 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(教育・保育施設の設置者に関する経過措置)</p> <p>第八条 令附則第十一条第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>一 令附則第十一条第一号第一号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項の認定を辞退した認定子ども園の所在する区域と同一の区域内にあること。</p> <p>二 [同上]</p> <p>第九条 [同上]</p>
---	---



附 則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。